
研究開発・技術革新

研究開発・技術革新	1
OK I N A W A型産業応援ファンド事業.....	2
沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業.....	4
依頼試験制度	7
開放機器制度	9
技術相談制度	10
研究開発促進税制	11
研修生受入制度.....	14
戦略的基盤技術高度化支援事業	15

OKINAWA型産業応援ファンド事業

目的

本事業は、沖縄の亜熱帯気候、固有の歴史文化といった様々な地域資源を活用した事業を促進することにより、優位性のある地域資源を活用した事業の芽だしを支援するとともに、沖縄の強みを活かしたOKINAWA型産業(健康・バイオ、観光分野等)を重点にした県内中小企業の事業化促進を支援します。これにより、地域経済の活性化と産業・雇用の拡大に繋がります。

対象者

県内に本社又は事業所を有する中小企業者(地域資源活用促進法第2条で定義する中小企業者)、商工会や組合団体並びに特定会社(中心市街地活性化法に規定する特定会社)NPO等の任意団体等。

支援内容

①新商品開発等支援事業

県内中小企業等が既存の研究成果等を活用した新商品・新サービスの開発及びブラッシュアップを図るための出口支援を行う。

助成額：上限1,000万円/件

助成率：3/4以内

②地域資源活用支援事業

県内中小企業者等、商工会等が行う地域資源を活用した事業の掘り起こしや地域活性化のための取組を支援する。

助成額：上限500万円/件

助成率：8/10以内

①②とも専門コーディネーターによるハンズオン(ソフト)支援にて、経営課題の解決や効果的な助成金の活用で、支援企業の事業化を促進する。

活用のポイント

①新商品開発等支援事業

商品コンセプトや販売戦略の再検討・構築、商品開発・パッケージのデザイン開発、県外消費者・バイヤーの評価を受ける費用等の助成。

②地域資源活用支援事業

試作品開発、事業可能性調査、専門家招聘、展示出展等の経費の助成。

申請時期

平成23年12月頃

申請先&問い合わせ先

財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援課

TEL:098-859-6237 FAX:098-859-6233

沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業

目的

沖縄県の文化等を活用したコンテンツ産業を、自立した産業とするため、プロデューサーや監督等の人材育成を行うことにより、新たな成長産業として育成・発展させることを目的とした総合的な支援事業です。

沖縄県の文化等を活用したコンテンツ制作プロジェクトに対し投資を行う、総額5億円のファンド「沖縄文化等コンテンツファンド投資事業有限責任組合」を創設しています。

公社内にコンテンツビジネスの専門家であるハンズオンマネージャーを配置するとともに、県内外の有識者によるアドバイザリーボードを設置し、県内事業者によるコンテンツビジネスプロジェクトに対して、企画段階（入口）から流通段階（出口）までのハンズオン支援を行います。

対象者

- ①沖縄県内のコンテンツ関連事業者が中核となったコンテンツ制作プロジェクト。
- ②沖縄県外のコンテンツ関連事業者が中核となったコンテンツ制作プロジェクトの場合には、沖縄県内で活躍するプロデューサーや監督などを起用し、沖縄県内の人材育成に寄与するプロジェクト。

対象分野

- ①映像系コンテンツ（映画、アニメーション等）
- ②ゲーム系コンテンツ（コンシューマーゲーム、オンラインゲーム、アプリケーション等）
- ③エンターテインメント系コンテンツ（演劇、ミュージカル等）

支援内容

①資金的支援「沖縄文化等コンテンツファンド投資事業有限責任組合」

1プロジェクト当たり5千万円を上限に、総制作費の80%以内の投資を行います。

②ハンズオン支援

コンテンツ制作プランのブラッシュアップやプランの実現に向けて共同事業体の形成促進、事業化戦略等の検討、制作工程や資金管理ノウハウの指導、県外・海外への販路開拓、著作権等の管理、収益の回収など、コンテンツビジネスに関連した一連の作業に対する支援を実施します。

申請時期

随時

申請先

①資金的支援「沖縄文化等コンテンツファンド投資事業有限責任組合」

テクノロジーシードインキュベーション株式会社 沖縄事務所

〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1丁目10番24号 ホークシティ那覇ビル4F

TEL : 098-863-0113 FAX : 098-943-6233

E-mail : ocf@tsi-japan.com

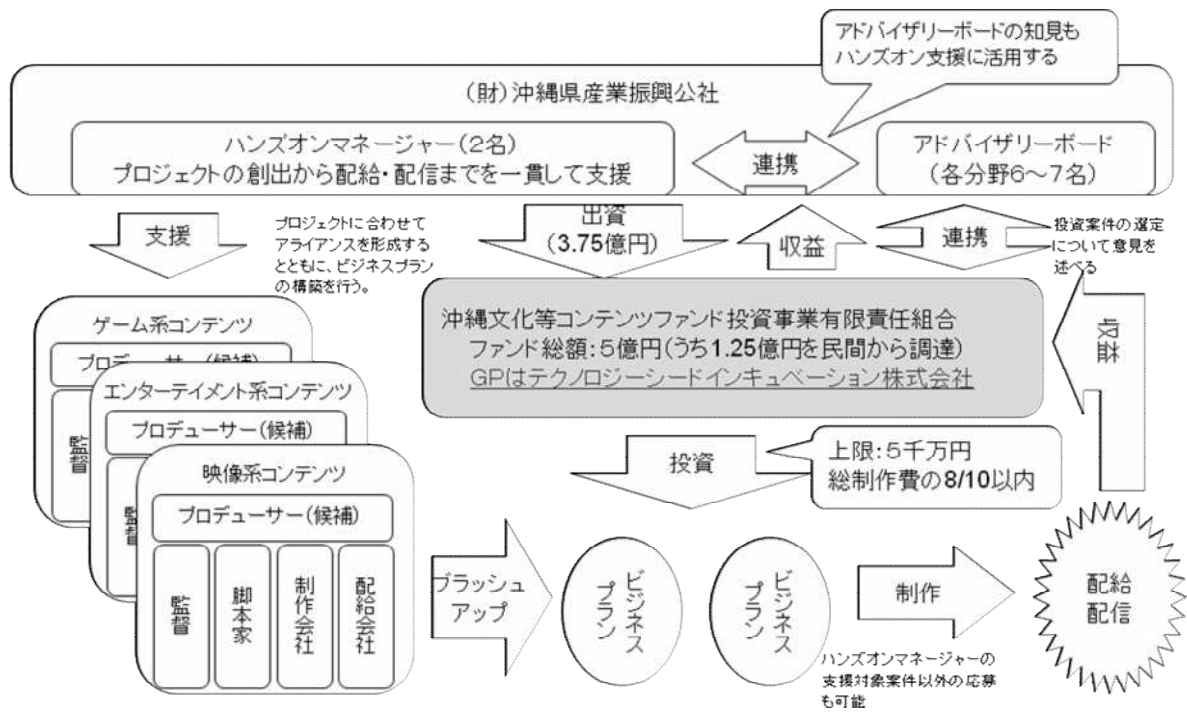
②ハンズオン支援

財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 産業振興課

TEL : 098-859-6239 FAX : 098-859-6233

E-mail : contents@okinawa-ric.or.jp

フロー図等



問い合わせ先

財団法人沖縄県産業振興公社 産業振興部 産業振興課
 TEL : 098-859-6239 FAX : 098-859-6233
 E-mail : contents@okinawa-ric.or.jp

依頼試験制度

目的

県内中小企業の技術力向上を図ります。

対象者

県内の中小企業

支援内容

沖縄県工業技術センター、工芸技術支援センターで、試験・検査設備を持たない企業の依頼に応じ、製品、部品、材料などについての各種試験、検査、分析を行います。

主な試験分野

① 工業技術センター

- ・ 定性分析
- ・ 定量分析
- ・ 熱分析
- ・ 材料試験(引張試験、圧縮試験等)
- ・ 精密測定(形状測定、表面あらさ測定等)
- ・ 表面処理試験、食品試験
- ・ デザイン調整、等

※ 詳細は当センターホームページでご覧になれます。

(<http://www.koushi.pref.okinawa.jp>)

② 工芸技術支援センター

- ・ 糸の試験(引張試験、伸び試験等) 染色堅ろう度試験、染料、材料又は薬剤鑑定試験、試作及び加工、委託試作
- ・ 原材料木材強弱試験、物性試験、接着試験

活用のポイント

- 新製品、新技術の開発、品質管理等における分析、試験等にご利用ください。
- 使用料及び手数料条例に基づく手数料が必要になります。
- 電話等により事前にご相談ください。

申請時期

随時ご相談ください。

成績書発行

成績書発行までの期間は、依頼内容によって差があります。

問い合わせ先

工業技術センター TEL 098-929-0114(技術支援班) FAX 098-929-0115
工芸技術支援センター TEL 098-889-1186 FAX 098-889-5331
科学技術振興課 TEL 098-866-2560 FAX 098-866-2799

開放機器制度

目的

県内中小企業の技術力向上を図ります。

対象者

県内の中小企業。

支援内容

当センター内に設置・導入されている設備機器類について規定の定めるところにより、県内企業の利用に供します。

(開放機器の種類)

- ・濃縮装置、乾燥機、電気炉
- ・攪拌機、粉碎機、混合機
- ・成形機、切断機
- ・金属加工機、表面処理装置
- ・遠心機、ろ過機器
- ・滅菌器、培養器、バイオ関連機器
- ・光学機器
- ・物性測定機器、光分析機器、電磁気分析装置、分離分析機器
- ・その他

※ 詳細は当センターホームページでご覧になれます。

(<http://www.koushi.pref.okinawa.jp>)

活用のポイント

- 新製品、新技術の開発などにご利用下さい。
- 使用料及び手数料条例に基づく使用料が必要になります。
- 詳細及び使用については電話でご相談下さい。

問い合わせ先

工業技術センター(技術支援班)

TEL 098-929-0114 FAX 098-929-0115

技術相談制度

支援制度

技術に関する無料相談

支援の趣旨

県内企業の技術力の向上を図るために、県では、新製品・新技術の開発、品質管理など工業・工芸技術に関するご相談に無料で応じています。

支援対象

県内の中小企業

条件

電話等により事前にご連絡ください。

制度利用のポイント

工業・工芸技術に関する新製品・新技術の開発、品質管理等における技術的課題の解決のための相談にご利用ください。

問い合わせ先

工業技術センター TEL 098-929-0114(技術支援班) FAX 098-929-0115

工芸技術支援センター TEL 098-889-1186 FAX 098-889-5331

科学技術振興課 TEL 098-866-2560 FAX 098-866-2799

研究開発促進税制

目的

中小企業者等の方が試験研究を実施した場合、税制の特別措置を受けることができます。

対象者

青色申告書を提出し、試験研究を行う法人、連結法人または個人

支援内容

■資本金1億円以下の中小企業等、従業員数が1,000人以下の個人

A: 中小企業技術基盤強化税制

適用事業年度の試験研究費の12%に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。また、控除限度超過額は要件を満たせば1年間繰越可能（※1）です。

※1 ただし、平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額については、平成23、24年度において税額控除の対象とすることが可能です。

■資本金1億円超の中小企業等または従業員数が1,000人超の個人

B: 研究開発促進税制

適用事業年度の試験研究費について、当該企業の試験研究費割合（※2）に応じて一定率（8% + 試験研究費割合 × 0.2）（上限10%）に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。また、控除限度超過額は要件を満たせば1年間繰越可能（※3）です。

※2 試験研究費割合とは、当年度の試験研究費を売上金額（=当該年度に前3年を加えた計4年間の平均売上金額）で除したものとします。

※3 ただし、平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額については、平成23、24年度において税額控除の対象とすることが可能です。

■国の試験研究機関・大学等との共同研究、委託研究がある場合

C:特別試験研究税制

適用事業年度の試験研究費のうち、特別試験研究費（国の試験研究機関・大学等と共同研究、委託研究をして支出した経費等）がある場合には、当該特別試験研究費の額(※4)については一律12%を税額控除します。

※4 ただし、当該年度の試験研究費から過去3 事業年度の試験研究費の平均額（比較試験研究費）を上限とします。

◎適用期間:期限の定めはありません。

◎税額控除の上限:当期法人税額（事業所得に係る所得税額）の20%相当額(※5)

※5 ただし、平成 22 年度は 30%相当額。

なお、適用期間内であれば、恒久的措置である A~C に加えて、D または E の措置のいずれかを選択して利用できます。

D:試験研究費の増加額に係る税額控除制度

試験研究費の総額に係る税額控除制度に加え、当該企業の試験研究費の増加額(※6※7)に対して追加的に5%に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。

※6 試験研究費の増加額は、当該年度の試験研究費から過去3 事業年度の試験研究費の平均額（比較試験研究費）を控除した残りの額とします。

※7 本制度の適用を受けるには、当該年度の試験研究費の額が前2 事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額（基準試験研究費）を超えている必要があります。

E:売上高に占める割合が10%を超える試験研究費に係る税額控除制度

費の総額に係る税額控除制度に加え、当該企業の試験研究費の額が平均売上金額(※8)の10%相当額を超える場合には、追加的にその超過額に一定の割合※9 を乗じた額を法人税額（所得税額）から控除します。

※8 平均売上金額とは、当該年度に前3 年を加えた計4 年間の平均売上金額とします。

※9 一定の割合とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2 を乗じた割合とします。

中小企業者等の方が試験研究を実施した場合、税制の特別措置を受けることができます。

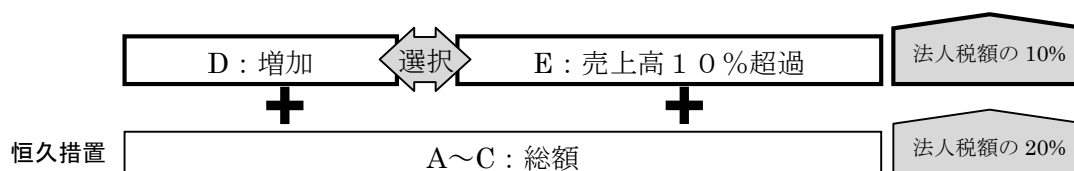
◎適用期間:法人… 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度

個人… 平成23 年及び平成24 年の各年

◎ 税額控除の上限:当期法人税額（事業所得に係る所得税額）の10%相当額

総額型と、上乗せ部分(増加型又は売上高10%超型を合算し、法人税額から控除。

ただし、それぞれ、法人税額の20%及び10%が上限。



対象となる費用

製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用のうち所得の計算上損金に算入される額。具体的には、原材料費・人件費（専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る）・経費、その試験研究の一部として要する委託試験研究費、試験研究用資産の減価償却費等

【次の各項目全てを満たす者も「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当】

- (1) その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが担当業務が行われる期間、専属的に従事すること
- (2) 担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること
- (3) 従業期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月以上）あること（担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする）
- (4) 担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

手続きの流れ

確定申告書に必要事項を記載し、法人税額の特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。なお、税務調査に備えて、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は保管しておいてください。

※なお、上記の内容は平成23年5月13日現在の法令等に基づいて作成しております。

問い合わせ先

制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。

URL : <http://www.nta.go.jp>

研修生受入制度

目 的

県内中小企業の技術力向上を図ります。

対 象 者

県内の中小企業

支援内容

県内企業の技術者の資質向上を図るため、研修生受入事業を行っています。

- ・ 技術者研修：専門技術修得のための研修
- ・ 機器取扱研修：高度な技術が要求される設備機器について、その操作技術を修得するための研修

活用のポイント

○詳細につきましては電話でご相談下さい。

問い合わせ先

工業技術センター TEL. 098-929-0114 (技術支援班)
FAX. 098-929-0115

戦略的基盤技術高度化支援事業

23年度における本事業の公募期間は、平成23年3月10日～5月10日でした。

制度の目的

本事業は、我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術(鋳造、鍛造、切削加工、めっき等)の高度化に資する研究開発から試作段階までの取組を促進することを目的としています。

応募対象者

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(以下「法」という。)の認定を受けたものづくり中小企業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。

※共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。

○共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」及び協力者を全て含む必要があります。

応募対象事業

本事業の応募対象は、法第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、法第4条の認定(法第5条の変更認定を含む)を受けた特定研究開発等計画を基本とした研究開発等の事業になります。

研究開発期間と研究開発規模

研究開発期間	2年度又は3年度
研究開発規模(上限額)	平成23年度(平成24年3月31日まで)に行う研究開発に要する費用の合計額(税込)が、4,500万円以下。

本事業における委託契約の2年度目以降は、原則として次のとおり減額するものとします。

年度	研究開発費
2年度目	初年度の契約額の2/3以内
3年度目	初年度の契約額の半額以内

応募の際は・・・

提案書は、以下の評価項目に対して、具体的に記入してください。

I. 技術面からの審査項目

我が国製造業の国際競争力強化につながる研究開発であること、研究開発目的が明確で研究開発を適切に実施可能な研究開発体制を有していること等について審査します。

①技術の新規性、独創性及び革新性

研究開発対象の技術が、新規性、独創性又は革新性を有していること。

②研究開発目標値の妥当性

研究開発目標値(数値等)が適切な目標(川下製造業者の抱える課題及び要請を踏まえた目標)であること。

③目標達成のための課題と解決方法及びその具体的実施内容

目標達成のための課題が明確で、その解決方法が適切であること。また、課題を解決するための研究開発の期間と進め方及び体制が適切であること。体制については、幅広い関係者の参加のもとに行われていることも評価する。

④研究開発の波及効果

研究開発の成果が、他の技術や産業への波及的に影響を及ぼすこと。

II. 事業化面からの審査項目

研究開発成果が事業化された場合どの程度の経済効果が期待できるか(共同体の事業化能力を含む)、またコスト面において市場導入の可能性があるか等について審査します。

①目標を達成するための経営的基礎力

事業化を達成するための、資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。

②事業化計画の妥当性

事業化計画が、ユーザーによる評価を含める等、具体的であり、かつ、その内容が妥当であること。

③事業化による経済効果

事業化が達成された場合において、様々な産業に経済効果を及ぼすこと。

III. 政策面からの審査項目

提案された研究開発が、各政策に沿った計画であるかどうかについて審査します。

①産業政策との整合性

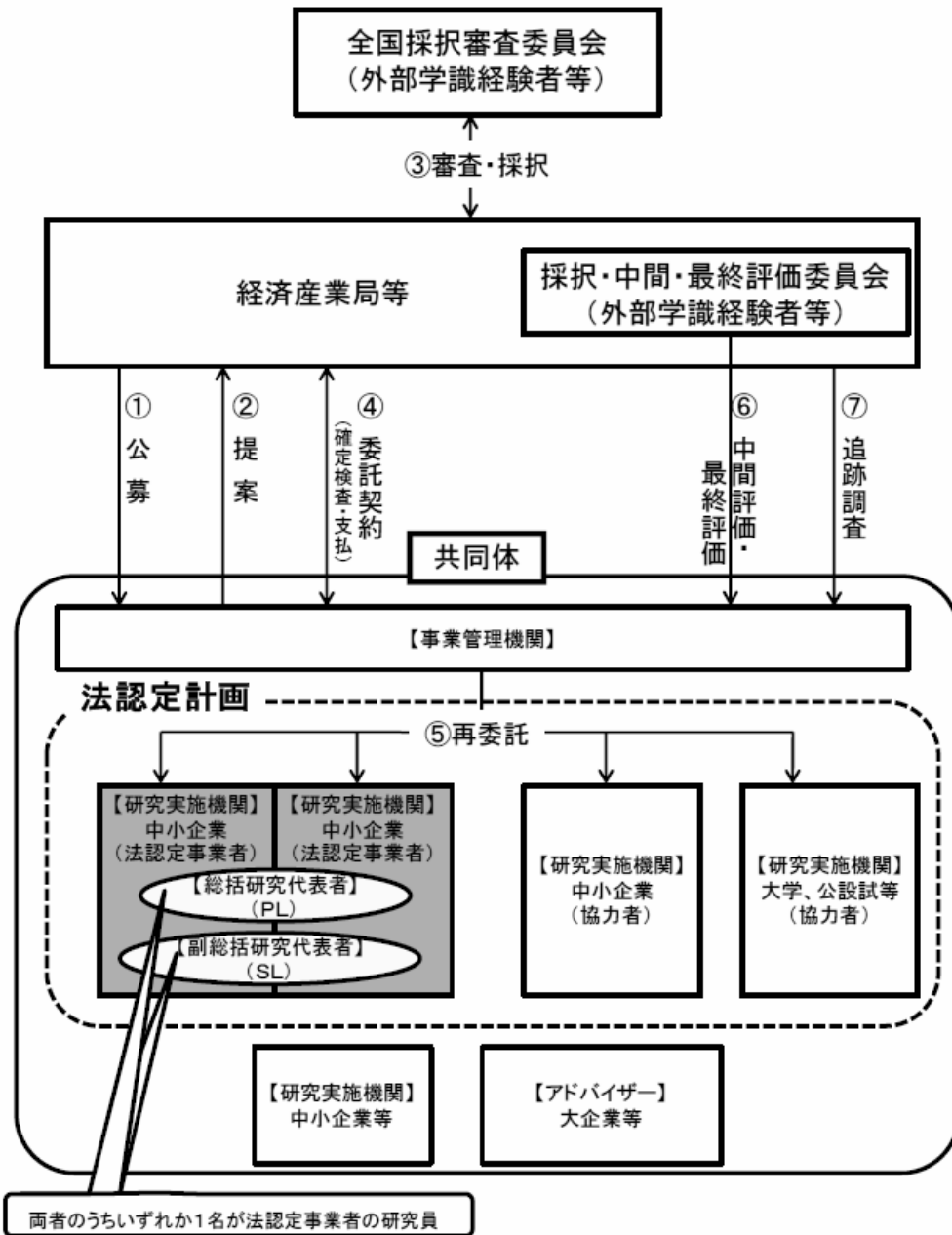
提案された研究開発が、ごく限られた企業等にのみ効果をもたらせるものでなく、当該産業界における課題等を的確に把握し、新たな解決策となるなど、我が国製造業の発展に資する計画であること。

②中小企業政策との整合性

提案された研究開発が、当該事業に参加している中小企業者自らが努力し、成長・発展していくような計画であること。

フロー図

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み



問い合わせ先

沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課
 TEL098-866-1730 (直通) FAX098-860-1375